

厚生文教常任委員会 説明資料
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業について

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい状況にある住民税非課税世帯、家計急変世帯に対し1世帯あたり10万円を給付。事業費・事務費ともに国費10/10の補助事業として実施。

2 支給対象者

(1) 住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

(2) 家計急変世帯。

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日までに家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

3 支給額

支給対象：1世帯につき10万円

対象見込：非課税世帯 約1,730世帯(生活保護176世帯含む)

家計急変世帯 約150世帯

4 事業の予定実施時期

- ・令和4年1月中下旬～ システム改修契約、会計年度任用職員採用等各種準備事務
- ・令和4年2月上旬～ システム改修完了、対象世帯抽出
- ・令和4年2月中下旬～ 周知、非課税対象世帯へ支給案内・確認書送付
家計急変世帯からの申請受付
- ・令和4年3月上旬 対象世帯から確認書返送、内容確認、支出
※給付事務は令和4年12月までを予定。
※家計急変世帯からの申請期限は令和4年9月末まで。

5 給付方法

(1) 非課税世帯

対象となる可能性のある非課税世帯に対して、「確認書」を送付、対象世帯は確認書の内容をチェックし、町に返送。町で内容再確認後、支給決定・口座振込。

(2) 家計急変世帯

対象世帯が町に申請。令和3年2月以降の任意の1か月の収入により経済状態を推定し、住民税非課税世帯と同等となる水準まで家計が急変したことが見込まれる場合に支給決定。
(コロナによる家計急変がわかる確認書類が必要)